

令和7年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年1月総会議事録

1 日 時 令和7年1月16日（木） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (9件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農地利用集積等促進計画の承認について

(利用権24件・農地中間管理事業に係る利用権22件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）

（15件・農地中間管理事業に係る合意解約40件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更7件）

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)

4 その他

・次回総会 2月14日（金） 午前9時30分から 市役所3階会議室

・現地調査 2月 4日（火） 予定

4 出席委員（17名：議席順）

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

15番 大田 裕美

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（2名）

12番 木村 友則

16番 木村 正雄

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 7 年 1 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、12 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 7 年 1 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 17 名、欠席委員は 2 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

1 番、岡藤英雄委員、2 番、村岡清美委員、よろしくをお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 932 m²、ほか 1 筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人からの申請があったので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難であり、農業規模縮小を考え、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北西へ約 800m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

1 月 7 日に、会長、事務局、推進委員の上野さんと私で現地を確認してまいりました。

場所は、●●地区の●●の近くにありました。

譲渡人の●●さんはご高齢のため、長年にわたり耕作をされている●●さんに譲ることを決められたそうです。

この田んぼは、ほ場整備がされており、よく管理をされております。

何も問題はないと思われますので、皆様方のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は942㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自作田に隣接して耕作に適するので譲渡人の申し出に応じることとした。譲渡人は、耕作者が死去し後継者がいないので、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から西南西へ約1.6kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番、担当の高林です。 1 月 7 日に、会長、事務局、推進委員の萩原さんと私で現地を確認してまいりました。 現地は、●●の近くにあります。 譲渡人の●●さんは、ご主人が亡くなり、後継者もないため、隣の農地を所有している●●さんに譲ることを決められました。 譲受人の●●さんは、自作田をしっかりと管理されており、何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。 番号 3。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 539 m²、ほか 4 筆。 譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出に応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もないことから、賃借人に譲り渡すこととした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から北北東へ約 600m から 1km の範囲に位置する農地です。

また、7 ページから 9 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

1 月 7 日、大野会長、事務局の方々、推進委員の大村さんと現地を確認してまいりました。

議案位置図の 6 ページの左下の方にある田んぼは、譲受人の●●さんが従前から耕作されており、また、右上にある 2 枚の田んぼは、棚田にはなっていますが、管理も行き届いており、次からは採草地として利用されると伺っています。

何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,753㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、高齢のため耕作ができず、また農機具がないため、前任者に任せていたが契約期間が終了するため、以前から付き合いのある譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。●●から東南東へ約3.7kmに位置する農地です。

また、11ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長	引き続いて、当地区担当 2 番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番、担当の村岡です。 1 月 7 日、大野会長、事務局の方々、推進委員の西村さんと私で現地確認へ行ってまいりました。 事務局からの説明のとおりで、何ら問題はないと思われます。 皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 続きまして、番号 5 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。3 ページをご覧ください。 番号 5。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 912 ㎡、ほか 9 筆。 譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。 譲渡人は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、経営規模を拡大したいため譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、不在地主で田畑を処分したいので譲渡することとした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●の南東約 150m から 300m の範囲に位置する農地です。 また、13 ページから 16 ページには公図を添付しております。 ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明をいたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 7 番、中野委員、補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番、中野です。

1 月 7 日、大野会長さん、事務局の方々、そして私とで現地の調査を行いました。

先ほど、事務局からの説明がありましたが、譲受人の●●さんは、これまでもこちらの農地を耕作されておられましたので、これからは責任を持って耕作されるということです。

何ら問題はないと思いますので、皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

事務局長
補佐

続きまして、番号6について、事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明をいたします。

番号6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,217㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、住宅入口の農地で耕作に便利のため家庭菜園として耕作したい。譲渡人は、後継者が市外に勤務しているため、譲受人の申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び17ページをご覧ください。●●から南西へ約1.4kmに位置する農地です。

また、18ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、引き続き法人及び自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当11番、林委員、補足説明をお願いいたします。

11番

11番、林です。

1月7日、大野会長、事務局の方、推進委員の磯部さんと現地を確認してまいりました。

ここは、譲受人の●●さんが以前から家庭菜園として利用されており、

そのまま引き継いで●●さんが耕作されるということで、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号7について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4ページをご覧ください。

番号7と番号8は関連しておりますので、一括してご説明をいたします。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は92㎡。

同じく、字●●、地番●●番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,647㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さんと●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受け、農地の権利を取得することとした。譲渡人は、高齢のため、農地の権利を引き渡すことを希望した。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び19ページ、21ページをご覧ください。●●から北西へ約1.6km及び北西約1.2kmに位置する農地です。

また、20ページと22ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、引き続き現在の耕作者が耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

1 月 7 日、大野会長、事務局の方、推進委員の萩原さんと現地を確認してまいりました。

現地は、●●の近くであります。

これは所有権の移転であり、親から子への生前贈与になります。畑と田を見ましたが、何も問題はないと思います。

皆様方のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

18 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

18 番

18 番、深水です。

事務局及び農業委員から説明がありましたけれども、これちょっと分からなかったんですけど、7 番と 8 番が、関連性があるということですが、これについて、実際の所有者というか、議案の右側に書かれている譲受後の経営状況の面積が全く同じなんですよね。だから、以前から一切耕作していないのかなと思うんですが。

7 番と 8 番を足した面積というのが、そのまま譲受後の面積になっていますから、どういうふうになっているのか教えてください。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

これは、一つの家での農地の所有権移転ということで、お母様から息子さん夫婦に農地の権利を移動するということですので、従前からこの 2 筆の農地は、家で所有されて作られていて、その名義を息子さんとそのお嫁さんに譲られるということなので、面積自体は変わらないということです。

1 8 番

ちょっとよく分からないんですが、こういう場合、お母さんの●●さんが、●●さんと●●さんに同じ面積を 2 人に相続させるということなんですかね。

事務局長
補佐

お母さんの●●さんがお持ちの田畑を、それぞれ息子さんとお嫁さんに分けて譲られるということで、世帯で見ると、譲受前と譲受後の面積が全く変わらないということになります。

生前贈与という形になっております。

1 8 番

そうなんですか、まあ、それについては了解です。

事務局長

これからは、こういうものが増えるかもしれませんね。

ご夫婦で、それぞれが相続されるようなことが。

議 長

ただ今、深水委員からの質問に対して事務局から説明したとおり、息子さん、それからその奥さんというように、それぞれの方へ生前贈与という形で譲り渡すということでございます。

家族の中での話し合いで、こういう形になったのだろーと思います。

皆さんご存じのように、下限面積が無くなった関係で、今回の 92 m²という面積が成立するようになったわけですよ。以前なら、こういう事ができなかったんですけども。

いま事務局長が申しましたように、これからは、こういう相続の形態が多く出てくる可能性があります。

また次に同じような形態の議題が出てきた際に、何かあればまた、ご意見をいただきたいと思います。

他に、本件についての質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号 9 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号 9。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 247 m²。
譲受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。
譲渡人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、樹園地を探していたところ譲渡人から申し出があったため。譲渡人は、遠隔地居住のため、譲り渡すこととした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 23 ページをご覧ください。●●から北東へ約 1km に位置する農地です。
また、24 ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。
第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番の大野でございますので、補足説明をさせていただきます。
1 月 7 日、事務局、そして松田推進委員さんと現地を確認いたしました。

場所は、●●地区という所で、●●から●●へ向かう道路の周辺であります。周囲は山林に囲まれて、住宅と家庭菜園がくっついている家の多い地区でございます。

申請人は、蜜源を求めて過去にも●●地区で、夏みかん畑を多く収得された方でございます。

この申請地も、ここに夏みかんを植えて、蜜源を求めるために、この農地を買い求められるということでございます。

別に問題はなく、大変良いことだと思います。

私からの説明は、以上でございます。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。5ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年1月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は125㎡、一体利用地と合わせた全体面積は625㎡。

借受人は、●●市●●▲▲の▲の▲▲、●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

転用の目的は、住宅敷地拡張、増築です。

理由としまして、借受人は、子供の成長に伴い家が手狭になったため、

実家を増築することとした。貸付人は、家族と同居するために増築を承認した。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 25 ページをご覧ください。●●から東へ約 1km に位置する農地です。

また、26 ページには公図、27 ページから 28 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、中段（1）番、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則転用が認められませんが、ここで、「農地法審査基準」5 ページをご覧ください。

本案件は、（5）番、オ、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものであり、農地法施行規則第 35 条第 5 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

（1）農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 7 年 5 月までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に（2）被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により溜枡等を介して道路側溝に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 4 番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4 番、当地区担当の西村です。

1 月 7 日、大野会長、事務局の方々、森本推進委員さんと私で現地調査を行いました。

畑は、すぐにでも着工できるようにきれいに片付けていらっしゃいました。何ら問題はないと思いますので、慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。6 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。 令和 7 年 1 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 令和 7 年 2 月 1 日の公告となります。 従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。 まず、従来からの利用権設定です。 賃貸借ですが、日置地区が、11 件 19 筆の 25,770 m²、油谷地区が、8 件 24 筆の 56,422 m²。 合計で、19 件 43 筆の 82,192 m²となります。 使用貸借は、長門地区が、3 件 5 筆の 5,295 m²、油谷地区が、2 件 3 筆の 1,244 m²。 合計で、5 件 8 筆の 6,539 m²。 合算しますと、長門地区が、3 件 5 筆の 5,295 m²、日置地区が、11 件 19 筆の 25,770 m²、油谷地区が、10 件 27 筆の 57,666 m²。

総計が、24 件 51 筆の 88,731 m²となります。

詳細につきましては、7 ページから 10 ページをご覧ください。

次に、11 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、2 件 4 筆の 3,650 m²、長門地区が、4 件 5 筆の 8,991 m²、日置地区が、2 件 5 筆の 7,900 m²、油谷地区が、11 件 23 筆の 56,632 m²、計が、19 件 37 筆の 77,173 m²。

使用貸借は、三隅地区のみで、3 件 6 筆の 6,699 m²となります。

合計しますと、三隅地区が、5 件 10 筆の 10,349 m²、長門地区が、4 件 5 筆の 8,991 m²、日置地区が、2 件 5 筆の 7,900 m²、油谷地区が、11 件 23 筆の 56,632 m²。

総計で、22 件 43 筆の 83,872 m²となります。

詳細につきましては、12 ページから 15 ページをご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

1 1 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 1 番

11 番、林です。

13 ページの 12 番から 21 番までの、株式会社●●ですが、これは耕作されるということでしょうか。

後の 15 ページの、経営面積一覧表の小作地の面積が小さくて合わないようなので、それだけを確認です。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

15 ページの一覧表につきましては、今回の利用権設定をする前の面積ということになります。この度、12 番から 21 番まで、新たにこの面積を追加して、耕作をされるということになります。

1 1 番

はい、分かりました。

議 長	他にどなたか、質問、ご意見等のある方は、ご発言をお願いいたします。 (補足説明、意見、質問なし)
議 長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、承認することに決定をいたしました。 議案につきましては、以上でございます。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入ります。16 ページをご覧ください。 報告事項 1、土地現況証明報告でございます。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は 1,451 m²。 申請者は、●●郡●●町●●▲の▲、●●さん。 令和 7 年 1 月 7 日に大野会長、村岡委員、西村推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。 現地は、雑木等が繁茂しており、農地として再生することは困難なことから、同日付けで原野として証明をしております。 ほか 2 件の、現況証明をしております。 報告事項 1 については、以上でございます。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明を、お願いいたします。
事務局長	それでは、説明をいたします。17 ページから 19 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。

通常の利用権設定に係る合意解約でございます。
番号 1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 937 m²、ほか 2 筆。
令和 6 年 11 月 1 日に、合意解約をしております。
ほか 14 件の、合意解約となります。
続きまして、20 ページから 26 ページをご覧ください。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。
番号 1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。
転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 535 m²。
令和 6 年 12 月 31 日に、合意解約をしております。
ほか 39 件の、合意解約となります。
続きまして、27 ページから 31 ページをご覧ください。
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者変更でございます。
番号 1。
通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、●●さん。
新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 3, 724 m²。
契約期間は、令和 7 年 2 月 25 日から令和 13 年 11 月 30 日となっております。
ほか 6 件の、耕作者変更となります。
報告事項 2 については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 続きまして、報告事項 3 の説明を、お願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。32 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、土地造成届出受理報告でございます。
番号 1。

内容としましては、公共工事の残土を受け入れ、造成後畑地として利用する計画となっております。

令和7年1月7日に受理しております。

ほか1件の、土地造成届出受理報告となります。

報告事項3については、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項3についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたら、お願いをいたします。

事務局長
補佐 それでは、事務連絡をいたします。
 次回の農業委員会定例総会ですが、令和7年2月14日、金曜日、9時30分から、長門市役所本庁3階会議室で開催いたします。
 なお、現地調査につきましては、2月4日、火曜日を予定しております。
 該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。
 事務連絡は、以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時32分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年1月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 藤 英 雄

議事録署名委員 村 岡 清 美